

[原著論文：査読付]

続日本紀宣命の仮名表記における表記意識

奥田 俊博*

Consciousness of Using Kana in Shoku-Nihongi-Senmyo

Toshihiro OKUDA*

Abstract

The purpose of this paper is to clear the intention of using kana in Shoku-Nihongi-Senmyo. The main findings of the paper are as follows. First, in Shoku-Nihongi-Senmyo, kana of the particle, the auxiliary verb, and the end of a word have the function which expresses clearly the word form and the constitution of the sentence. Second, Kana of noun, verb, and adjective has four intentions : a) the intention of the expression clearly the word form which is based on the difficulty of writing in ideograph, b) the intention of the expression clearly the word form which is caused by plural readings, c) the intention of the reduction of the heterogeneity between ideograph and phonogram, d) the intention of expression clearly grammatical means by writing in phonogram. In these functions, a) and b) contains the sequence of character which has the function which expresses clearly the word form. And, five functions above-mentioned make contributions to the easiness of reading in Shoku-Nihongi-Senmyo.

KEY WORDS : Shoku-Nihongi-Senmyo, kana, the intention of using kana

1. はじめに

続日本紀宣命は、訓字が大字で表記され、仮名(借音字・借訓字)が小字と大字で表記される。仮名による大字と小字の表記については、おおよそ自立語が大字で、活用語尾(以下、「語尾」と称する)や付属語が小字で表記されるという傾向が存する。語尾・付属語が小字の仮名によって表記される形式は、続日本紀宣命全体に互って認められ、そこに続日本紀宣命の仮名が有する機能の一側面を窺い知ることが可能である。たとえば、最初の宣命(1詔)と最後の宣命(62詔)では、小字の仮名は次のように用いられる(以下、引用文に付した○は引用者によるものである)。

(1)此天津日嗣高御座之業[○]現御神[○]大八嶋国所知倭

根子天皇命授賜[○]負賜[○]貴[○]高[○]支[○]厚[○]大命[○]受賜[○]
○恐坐[○] (下略) (1詔)

(2)是[○]任[○]法[○]問賜[○]支[○]多[○]米[○]賜[○]倍久[○]在[○]止[○]母[○]承[○]前[○]亦[○]仕[○]奉[○]事[○]
所念行[○]不[○]勸[○]賜[○]免[○]賜[○] (62詔)

上記(1)(2)に使用される小字の仮名は、まずは、語形を明示する機能を担っていると把握されよう。(1)「高御座之業^止」「大命^乎」「恐坐^乎」の「^止」「^乎」「^乎」、(2)「支多米賜^{倍久}」「在^{止母}」の「^{倍久}」「^{止母}」などは、付属語の語形そのものを、また、(1)「貴^支高^支支^支厚^支」の「^支」、(2)「問賜^比」の「^比」などは、語尾の語形を明示するのみならず上接する訓字の語形の把握をより容易にする機能をも担う。また、これらの小字の仮名のうち、付属語の仮名については、「結果的に、文節単位の分かち書きをしたのと同様の視覚的効果を

*九州共立大学
*九州女子大学共通教育機構

*Kyushu Kyoritsu University
*Kyushu Women's University

もたらず」(北川(1981))と言えるが、語尾の仮名をも含めて仮名の機能を考えてみるならば、それは、小字であることと相俟って、文の構成を視覚的に明示する志向に基づくものとして捉え直すことが可能である。たとえば、(1)「授賜^ヒ負賜^布」の「比」「布」や(2)「貴^支高^支広^支厚^支」の「支」といった語尾表記は、文の成分が並列の関係であることを視覚的に明示し、また、(2)「不勘賜^布免賜^布」の「布」の語尾表記は文末であることを視覚的に明示する。¹⁾

一方、自立語は、基本的に訓字によって表記されるが、中には、仮名で表記される自立語も少なからず見える。仮名で表記される自立語の多くは、

(3)相^{ウツナヒ}字^{ナヒ}豆^{オダヒ}奈^{ナヒ}比^{ナヒ}奉^{ナヒ}相^{ナヒ}扶^{ナヒ}奉^{ナヒ}事 (23詔)

(4)安^{オダヒ}久^{ナヒ}於^{ナヒ}多^{ナヒ}比^{ナヒ}に^{ナヒ}在^{ナヒ}止 (31詔)

の「ウツナヒ」「オダヒ」などのように、通常の訓字では表記することが容易でない語である(この点については、春日(1933)を参照)。これらの自立語の仮名は、通常の訓字では表記が容易でないことを前提とした語形を明示する機能を有する。だが、続日本紀宣命に見える仮名で表記された自立語には、訓字による表記が可能であると判断される例が存する。

(5)念^{カカタラフ}保^{ノル}之^{カソフ}米^{ナヒ}之^{ナヒ}天^{ナヒ}可^{ナヒ}多^{ナヒ}良^{ナヒ}比^{ナヒ}能^{ナヒ}利^{ナヒ}多^{ナヒ}希^{ナヒ}言^{ナヒ}乎 (36詔)

(6)天^{カタラフ}日^{ノル}嗣^{カソフ}高^{ナヒ}御^{ナヒ}座^{ナヒ}次^{ナヒ}乎^{ナヒ}加^{ナヒ}蘇^{ナヒ}毘^{ナヒ}奪^{ナヒ}将^{ナヒ}盜^{ナヒ}止 (19詔)

(5)(6)の「カタラフ」「ノル」「カソフ」は、仮名で表記されているが、他の詔には訓字で表記された例も見える。「カタラフ」「ノル」は、「我^{カカタラフ}語^{ナヒ}比^{ナヒ}佐^{ナヒ}氣^{ナヒ}卑^{ナヒ}」(51詔)、「必^{カソフ}不^{ナヒ}取^{ナヒ}伊^{ナヒ}奈^{ナヒ}等^{ナヒ}宣^{ナヒ}多^{ナヒ}方^{ナヒ}牟^{ナヒ}止^{ナヒ}」(36詔)、「教^{カソフ}賜^{ナヒ}詔^{ナヒ}賜^{ナヒ}都^{ナヒ}良^{ナヒ}久^{ナヒ}」(5詔)など、「語」「宣・詔」の訓字例が存し、また、「カソフ」は「鈴^{カソフ}印^{ナヒ}乎^{ナヒ}奪^{ナヒ}復^{ナヒ}皇^{ナヒ}位^{ナヒ}乎^{ナヒ}掠^{ナヒ}天^{ナヒ}」(28詔)のように「掠」の訓字例が存する。かような訓字表記が可能であると判断される自立語の仮名表記については、部分的に仮名で表記された要因が追究されているが(山田(1964)、馬場(1985)、藤井(1985)、沖森(2000)など)、仮名表記の要因を説明し得ない例も少なからず存する点は、なお考究すべきである。これらの仮名表記例に対して、筆録者の個別的な表記意識に基づく選択、という考えを導入することは、ひとつの有力な見解として認めることが可能である。文武元(697)年から延暦八(789)年にかけて作成された62詔の宣命のうち、淳仁・称徳期の宣命(23~47詔)では、仮名の使用字母と使用量において他の時期の宣命と差が認められ(藤枝(1939)、山田(1964)、長尾(1951,1952))、訓字表記が可能な自立語の仮名表記も、淳仁・称徳期における使用量の多さが指摘されている(藤井(1985))。また沖森(2000)は、称徳期の「マツル」の仮名表記に筆

録者の待遇意識が関与していると論じている。だが、語尾・付属語の仮名が有する機能は、淳仁・称徳期の宣命とその他の宣命とでは質的な差を見出し難い。語尾・付属語の仮名に関しては、筆録者の個別的な選択は字母や使用量を中心とするものであったと看取される。このように全詔に亙る語尾・付属語の仮名の機能を認めるならば、訓字表記が可能だと判断される自立語の仮名表記についても、全詔に認められる仮名の機能を問い直してみる必要があると考えられる。以下、本稿では、続日本紀宣命に見える訓字表記が可能だと判断される自立語の仮名の検討を通じて、続日本紀宣命の仮名が表記に窺える志向について考察を行いたい。

2. 仮名表記が有する志向(1)

——語形を明示する志向——

続日本紀宣命に見える訓字表記が可能だと判断される自立語の仮名表記について、まず注意されるのは、仮名表記された語と意味的に対応する訓字が他のよみをも担う例である。

(7)許^{ココ}已^{ナヒ}知^{ナヒ}天^{ナヒ}護^{ナヒ}麻^{ナヒ}利^{ナヒ}淨^{ナヒ}心^{ナヒ}乎^{ナヒ}以^{ナヒ}天^{ナヒ} (45詔)

(7)の「ココ」は、続日本紀宣命では、「是^{ココ}以^{ナヒ}令^{ナヒ}文^{ナヒ}所^{ナヒ}載^{ナヒ}多^{ナヒ}流^{ナヒ}乎^{ナヒ}跡^{ナヒ}止^{ナヒ}為^{ナヒ}而^{ナヒ}」(2詔)、「是^{ココ}以^{ナヒ}天^{ナヒ}地^{ナヒ}之^{ナヒ}神^{ナヒ}乃^{ナヒ}顯^{ナヒ}奉^{ナヒ}瑞^{ナヒ}宝^{ナヒ}依^{ナヒ}而^{ナヒ}」(4詔)、「是^{ココ}乎^{ナヒ}以^{ナヒ}汝^{ナヒ}等^{ナヒ}教^{ナヒ}導^{ナヒ}入^{ナヒ}」(45詔)などのように「是」の訓字が見える。だが、「是」が「ココ」とよまれる場合、こぞって「是以」、または「是乎以天」のように「以」を伴って用いられており、「是」が単独で使用される場合には、「是乃録不在」(29詔)、「是^{ココ}実^{ナヒ}化^{ナヒ}能^{ナヒ}大^{ナヒ}御^{ナヒ}身^{ナヒ}被^{ナヒ}縁^{ナヒ}随^{ナヒ}天^{ナヒ}」(41詔)、「瑞^{ココ}書^{ナヒ}細^{ナヒ}勘^{ナヒ}是^{ナヒ}即^{ナヒ}景^{ナヒ}雲^{ナヒ}在^{ナヒ}」(42詔)、「己^{ココ}比^{ナヒ}伎^{ナヒ}婢^{ナヒ}企^{ナヒ}是^{ナヒ}託^{ナヒ}依^{ナヒ}」(45詔)など、「コレ」とよまれるのが通例である。(7)の「ココ」が仮名で表記されたのは、「是」と表記した場合、「コレ」とよまれるおそれがあったためであると考えられる。同様のことは、

(8)都^{ウシロ}々^{ナヒ}牟^{ナヒ}事^{ナヒ}無^{ナヒ}久^{ナヒ}字^{ナヒ}志^{ナヒ}呂^{ナヒ}毛^{ナヒ}輕^{ナヒ}久^{ナヒ}安^{ナヒ}入^{ナヒ}通^{ナヒ}良^{ナヒ}止^{ナヒ} (58詔)

(9)衆^{イザナフ}人^{ナヒ}乎^{ナヒ}伊^{ナヒ}謝^{ナヒ}奈^{ナヒ}比^{ナヒ}率^{ナヒ}直^{ナヒ}仕^{ナヒ}奉^{ナヒ}心^{ナヒ}波^{ナヒ} (13詔)

の「ウシロ」「イザナフ」についても言えよう。(8)「ウシロ」は、「後^{ウシロ}被^{ナヒ}謗^{ナヒ}言^{ナヒ}無^{ナヒ}久^{ナヒ}」(44詔)のような訓字の例も見えるが、「後」は、一般的に「朕^{ウシロ}後^{ナヒ}乃^{ナヒ}太后^{ナヒ}能^{ナヒ}仕^{ナヒ}奉^{ナヒ}利^{ナヒ}助^{ナヒ}奉^{ナヒ}止^{ナヒ}詔^{ナヒ}使^{ナヒ}」(17詔)、「後^{ウシロ}乃^{ナヒ}御^{ナヒ}命^{ナヒ}仁^{ナヒ}勅^{ナヒ}之^{ナヒ}久^{ナヒ}」(45詔)などのように、「ノチ」とよまれる。また、(9)「イザナフ」は、受身形であるが「悪^{イザナフ}友^{ナヒ}所^{ナヒ}引^{ナヒ}率^{ナヒ}産^{ナヒ}物^{ナヒ}在^{ナヒ}」(35詔)、「小^{イザナフ}過^{ナヒ}毛^{ナヒ}在^{ナヒ}人^{ナヒ}所^{ナヒ}率^{ナヒ}止^{ナヒ}之^{ナヒ}所^{ナヒ}聞^{ナヒ}波^{ナヒ}」(35詔)のように、「引率」「率」の訓字が見える。ただし、「イザナフ」の訓字例は、35詔に集中しており、他

の詔においては、「人^{イザナヒ}伊佐奈比^ヒ類^ヒ類^ヒ已^ヒ止^ヒ莫^ヒ」(31詔)、「人^{イザナヒ}伊射奈比^ヒ惡^ヒ久^ヒ穢^ヒ心^ヒ乎^ヒ以^ヒ天^ヒ」(45詔)など、すべて仮名で表記される。一方、「引率」の訓字例は他に見えないものの、「率」の訓字例は、続日本紀宣命では「百官^ヒ乃^ヒ人^ヒ等^ヒ率^ヒ天^ヒ礼^ヒ拜^ヒ仕^ヒ奉^ヒ事^ヒ道^ヒ」(12詔)、「忍坂女王^ヒ石田女王^ヒ等^ヒ率^ヒ」(43詔)などのように「ヒキキル」の訓字として用いられる。(9)や「神我天神地祇^ヒ乎^ヒ率^ヒ伊左奈比^ヒ天^ヒ必^ヒ成^ヒ奉^ヒ元^ヒ」(15詔)、「逆党^ヒ乎^ヒ伊射奈比^ヒ率^ヒ而^ヒ」(19詔)のように、「ヒキキイザナフ」「イザナヒヒキキル」の表現が見えることも勘案するならば、「イザナフ」が仮名で表記されたのは、「率」では、「ヒキキル」とよまれるおそれがあったからだと思われる。

(7)「ココ」(8)「ウシロ」(9)「イザナフ」といった例は、訓字による表記は可能であると判断されるが、意味的に対応する訓字が複数のよみを担うために仮名で表記されたものである。²⁾ その複数のよみは、訓である場合が多いが、中には音を含む場合も存する。その例として、

(10)天皇朝^ハ尔^ハ仕^ハ奉^ハ利^ハ婆^ハ婆^ハ尔^ハ仕^ハ奉^ハ尔^ハ波^ハ可在^ハ (13詔)

の「ハハ」が挙げられよう。母親の意の「ハハ」が仮名で表記される例は、他に「由是其^ハ婆^ハ婆^ハ止^ハ在^ハ須^ハ藤原夫人^ハ」(7詔)、「退^ハ日^ハ婆^ハ婆^ハ大御祖^ハ乃^ハ」(13詔)、「加以挂^ハ畏^ハ婆^ハ々^ハ皇太后朝^ハ乎^ハ母^ハ (中略) 婆^ハ婆^ハ尔^ハ波^ハ仕^ハ奉^ハ借^ハ自^ハ止^ハ」(23詔)、「藤原伊良豆^ハ壳^ハ乎^ハ波^ハ婆^ハ々^ハ止^ハ奈^ハ母^ハ念^ハ」(25詔)の例が見える。一方、続日本紀宣命には、「ハハ」の訓字として「母」「親母」が存するが、「親母」は「是以先考^ハ追^ハ皇^ハ止^ハ為^ハ親^ハ母^ハ大夫人^ハ止^ハ為^ハ」(25詔)のように「先考」とともに用いられ、また、「母」は「他^ハ戸^ハ王^ハ其^ハ母^ハ井^ハ上^ハ内^ハ親^ハ王^ハ乃^ハ」(54詔)以外は、「朕^ハ私^ハ父^ハ母^ハ波^ハ良^ハ何^ハ良^ハ尔^ハ (中略) 私^ハ父^ハ母^ハ兄^ハ弟^ハ尔^ハ及^ハ事^ハ得^ハ尔^ハ」(25詔)、「必^ハ人^ハ方^ハ父^ハ我^ハ可^ハ多^ハ母^ハ我^ハ可^ハ多^ハ能^ハ親^ハ在^ハ天^ハ」(39詔)のように「父母」、または、「父」との対で使用される点が留意されよう。「親母」「父母」という熟字、または、「父」との対という形で「母」が使用されるのは、続日本紀宣命において、「母」が「モ」の借音字としての使用が一般的であることと関連しているであろう。借音字の「母」は、「於^ハ母^ハ夫^ハ氣^ハ教^ハ邪^ハ尔^ハ」(13詔)、「於^ハ母^ハ自^ハ穢^ハ人^ハ乃^ハ」(25詔)、「意^ハ大^ハ比^ハ之^ハ美^ハ多^ハ能^ハ母^ハ志^ハ美^ハ」(51詔)などの自立語の他に、助詞「母」「止母」「加母」「奈母」などの表記に多用される。続日本紀宣命における借音字「母」の多用に鑑みるならば、「ハハ」が「婆婆」で表記される例が多いのは、訓字「母」と表記した場合、「モ」の借音字として解されるおそれがあったからだと思われる。

(7)「ココ」(8)「ウシロ」(9)「イザナフ」で用いられる仮名は、(3)「ウツナフ」(4)「オダヒ」と同じく、語形を明示する機能を担うと判断される。だが、(3)(4)の仮名が訓字で表記することが容易でないことを前提とした語形明示の志向を有するのに対し、(7)~(9)は、意味的に対応する訓字が他のよみを担うという事情が関与している点で性質を異にする。それは訓字と仮名の選択の問題とも深く関係する。(3)「ウツナフ」(4)「オダヒ」は、訓字への選択が困難であるが、(7)~(9)は、訓字と仮名の選択に幅が存する。その選択の幅は相対的であり、(9)「イザナフ」などは、「ヒキキル」の訓字表記との関係によって仮名表記への選択が定着していると看取されるけれども、³⁾ その一方で、次に掲げる「ミマシ」「イマシ」のように訓字と仮名の選択が緩やかな例も見える。

(11)天下所知^ミ美^ミ麻^ミ斯^ミ乃^ミ父^ミ止^ミ (5詔)

(12)朕^イ子^イ伊^イ来^イ之^イ仁^イ授^イ給^イ (29詔)

(11)は「ミマシ」を仮名で表記した例であり、(12)は「イマシ」を仮名で表記した例である。「イマシ」を仮名で表記した例は(12)のみであるが、「ミマシ」を仮名で表記した例は、5・51・52詔において、「吾^ミ子^ミ美^ミ麻^ミ斯^ミ王^ミ尔^ミ」(5詔)、「美^ミ麻^ミ之^ミ大^ミ臣^ミ乃^ミ」(51詔)、「美^ミ麻^ミ志^ミ大^ミ臣^ミ乃^ミ仕^ミ奉^ミ来^ミ状^ミ波^ミ」(52詔)などの例が見える。一方、「イマシ」「ミマシ」は、「汝^イ等^イ王^イ臣^イ等^イ」(7詔)、「汝^イ乃^イ為^イ奉^イ来^イ仁^イ来^イ仁^イ」(29詔)、「勅^イ久^イ汝^イ藤原朝臣^イ」(2詔)、「朕^イ波^イ汝^イ乃^イ志^イ乎^イ理^イ」(58詔)など、訓字「汝」によっても表記されるが、その「イマシ」「ミマシ」の表記は詔によって異なり、(11)「天下所知美麻斯乃父」(5詔)と「王^イ臣^イ汝^イ等^イ」(5詔)のように「ミマシ」と「イマシ」が訓字と仮名で使い分けられていると看取される詔もあれば、次のように訓字「汝」「汝」が併用される詔も存する。

(13)朕^イ波^イ立^イ天^イ在^イ人^イ止^イ云^イ止^イ毛^イ汝^イ我^イ心^イ尔^イ不^イ能^イ止^イ知^イ目^イ尔^イ見^イ天^イ尔^イ人^イ乎^イ波^イ改^イ立^イ尔^イ事^イ方^イ心^イ乃^イ麻^イ尔^イ麻^イ世^イ与^イ止^イ命^イ波^イ。復^イ勅^イ之^イ久^イ朕^イ波^イ東^イ人^イ尔^イ授^イ刀^イ天^イ侍^イ之^イ尔^イ留^イ事^イ波^イ汝^イ乃^イ近^イ護^イ止^イ之^イ天^イ護^イ近^イ与^イ止^イ念^イ天^イ尔^イ毛^イ在^イ (45詔)

(14)故^イ是以^イ今^イ朕^イ波^イ汝^イ等^イ乎^イ教^イ給^イ尔^イ御^イ命^イ乎^イ衆^イ衆^イ聞^イ食^イ止^イ宜^イ (同上)

(13)は、聖武天皇から称徳天皇への遺詔の一部、(14)は称徳天皇から臣下にあてた言葉である。「ミマシ」と「イマシ」はともに二人称を示す語であるが、「ミマシ」は「イマシ」に比して敬意が高いと考えられる。45詔では、よみ手が「汝」を「イマシ」「ミマシ」のいずれでよむかを文脈によって理解し得ると、筆録者が判断していたと推察される。総じて、「ミマシ」の

訓字と仮名による表記は、使い分けというものではなく、筆録者の選択に拠るところが大きい。また、29詔では、(12)の引用文の後に「事平之云方王乎奴止成止毛奴乎王止云止毛汝乃為牟末仁末仁假令後仁帝止立天在人伊立乃後仁汝乃多米仁无礼之豆不從奈久在牟人乎方帝乃位仁置止方不得」と続くが、ここで、訓字「汝」が使用されている点は留意されてよい。これは、聖武天皇の遺詔であり、後出する2ヶ所の「汝」も「イマシ」の訓を担うと一般に解されている。29詔において「イマシ」が仮名と訓字の双方で表記されているのは、「汝」が「イマシ」と「ミマシ」の双方の訓を担う字であることが関連するであろう。すなわち、初出の「イマシ」を仮名で表記することによって後出の訓字「汝」のよみを規定しようとしたと推察される。(12)の「イマシ」のように、同一の詔において初出の語を仮名で表記し、後出の同一語を訓字で表記することによって訓字のよみを規定するという方法も、意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の機能に依拠すると理解される。⁴⁾

3. 仮名表記が有する志向(2)

——仮名を連続させる志向等——

前節では、訓字で表記することが可能であると判断される自立語の仮名表記のうち、語形を明示する志向に基づく例を中心に検討を行った。語形を明示する志向に基づいて仮名で表記された自立語は、自立語を基本的に訓字で表記する続日本紀宣命において、然るべき要因を有していたと考えることが可能であろう。だが、続日本紀宣命における訓字で表記することが可能であると判断される自立語の仮名表記には、語形を明示する志向は認められても、それが、意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因するものとは考えにくい例が少なからず見える。これらの例については、さらに検討を要する。訓字で表記することが可能であると判断される自立語の仮名表記例のうち、意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の志向を認めにくいと判断される例は、異なり語数75語、延べ186例存する。品詞別にその一覧を掲げると次のようになる(以下、《一覧》と称する)。《一覧》の【 】には、原則として、続日本紀宣命に使用されている代表的な訓字を掲げた(続日本紀宣命では仮名表記例のみが見えるが、『万葉集』等の訓字の使用も勘案して訓字表記が可能であると判断した自立語については、*を付して訓字を掲げた)。また、【 】

の右の丸数字は用例数であり、()の丸数字は、語全体が小字で表記された例が存する場合の用例数である。【 】には、仮名表記例が見える詔の番号を掲げ、仮名表記例が2例以上の場合には丸数字で用例数を示した。⁵⁾

名詞 17語 延べ51例

おの【各】①[3], おのもおのも【各】①[33], おや【親・祖】①[61], およづれ【*逆言】②[51・58], かた【方】②(②)[39②], こと【事】⑥(⑥)[13・28③・29②・31・32・33②・41②・42・43・45・46], ころ【頃】②(②)[28・29], しりへ【*後方】①[7], すべ【*使】②(②)[51②], たはこと【*狂言】①[51], たび【遍】③(①)[25・30・32], ため【為】②(①)[29・61], つぎ【次】①[25], はらから【兄弟】②[25②], へ【辺】①[13], ほ【秀】①(①)[38], わざ【業・行・態】②[16・41]

動詞 40語 延べ119例

あく【上・昇】①(①)[28], あらはす【顯・現・示】①(①)[41], あり【在・有】⑩(⑩)[13②・26・28⑤・31・34・41②・46], いなぶ【辞】①[25], いふ【言・云・称】④[7・13・27・45], います【座】⑨(②)[28・38・41④・44・51②], おほす【負】①[45], おほまします【大坐坐・御坐】①[45], おもぶく【化】②[6・13], おもほす【思・念・所思所念】①[51], かそふ【掠】①[19], かたらふ【語】①[36], く【来】①[27], さきはふ【福】①[13], さく【離】②(②)[51②], しふ【*強】①(①)[29], す【為】⑩(⑨)[16・19②・28②・33・43・45②・56], すすむ【進】①[31], たぶ【賜】⑧(⑦)[26③・36④・41], たまはる【賜・給】①[45], たまふ【四段】[給・賜]④(③)[28③・45], たまふ【下二段】[賜・食]①[38], つかはす【遣・所遣】①(①)[28], つかふ【使】①[45], ととのふ【四段】[*調]①(①)[29], ととのふ【下二段】[調]①(①)[45], とほる【通】②(②)[51②], ともなふ【伴】①[33], なす【為・成】①[15], のる【宣】①(①)[36], ひきゐる【率】①[41], ひろむ【隆】②(②)[28・41], まします【坐坐】①(①)[41], ます【座】③(⑩)[7②・28③・40・51・52・58⑤], まつる【奉】21(⑨)[28②・36⑤・38④・41⑤・42②・45③], むす【*生】①(①)[13], ゆく【行・往・去】①(①)[32], ゆるす【免・許】②(②)[31・33], よす【依】①[5], わく【別】①(①)[35]

形容詞 10語 延べ17例

いそし【歎】②[13・52], うつし【顯】②[56], うれし【*歡】②[41・46], おほし【大】①[7], かたじけなし【辱】③[41・52・54], つからし【劣】①[45], なし【無】②(②)[13・31], まねし【多】②[54・59], よろこぼし

【悦】①[46], をぢなし【劣】①[45]

その他 8語 延べ9例

あまた【多】①[30], いか【*如何】①[25], いな【辞】①(①)[36], いや【弥】②[14・25], え【得】①(①)[31], さだかに【貞】①[5], しか【然】①[27], ただ【直】①[25]

上の《一覧》に掲げた語, ならびに用例数を通覧してみると, 品詞別では動詞の例が多く, 語では, 「まつる」「こと」「あり」「ます」が多い。また, 詔別に見ると, 文武・元明・聖武・孝謙期(1~22詔)が26例, 淳仁・称徳期(23~47詔)が131例, 光仁・桓武期(48~62詔)が28例であり, 淳仁・称徳期の用例数は他の各時期の用例数の約5倍存する。これらの傾向を念頭に置きつつ, まず, 特定の品詞や語に関わらない, 全詔に互る特徴を窺ってみると, 前後の用字が付属語・接尾語などの仮名である例や自立語の仮名が連続している例が多い点を挙げる事ができよう。

(15)人祖^ノ意能^ヲ賀弱^ニ児^ヲ (3詔)

(16)己^ノ義^ノ不^レ成^ル事^ヲ (31詔)

(17)我子^ノ佐^カ加^カ尔^ニ牟^カ俱^カ佐^カ加^カ尔^ニ無^ク過^ル事^ヲ授^ケ賜^フ止^ム (5詔)

(15)「意能」, (16)「衣」は, それぞれ前後に「乃」「賀」, 「可」「之」が接する。また, (17)では「佐加加尔」が「牟俱佐加加尔」と連続して使用されている。かような型の自立語の仮名表記は54例存し, 全体の約3割に当たる。(15)~(17)のような例が多く見えることは, 仮名を連続させる志向が関係していると推察される。たとえば, 「イソシ」「ユルス」の仮名表記例などは, 訓字表記例と比較した場合, その志向が顕著に現れると言えよう。「イソシ」の仮名表記例(2例)は, 「守^ツ在^ル伊^ノ蘇^ノ之^ヲ美^シ宇^ヲ牟^カ賀^カ新^カ美^カ忘^ル不^レ給^フ」(13詔), 「事^ヲ平^カ奈^カ母^カ加^カ多^カ自^カ氣^カ奈^カ美^カ伊^ノ蘇^ノ志^カ美^カ思^カ坐^カ氣^カ」(52詔)のように前後が仮名であるが, 訓字例(3例)は, 「悟^ル而^テ歎^ク將^シ仕^テ奉^ル人^ト」(1詔), 「宇^ヲ武^ノ何^ノ志^カ伎^カ事^カ歎^ク事^ト」(7詔), 「仕^テ奉^ル者^ト歎^ク美^カ明^カ美^カ」(51詔)のように前後がともに訓字か, または一方が訓字で表記される。また, 「ユルス」では, 仮名表記例(2例)は「天^ノ乃^ヨ由^リ流^ル之^ヲ天^ノ授^ケ賜^フ」(31詔)「天地^ノ乃^ヨ字^ヲ倍^カ奈^カ弥^カ南^カ流^ル之^ヲ天^ノ授^ケ賜^フ」(33詔)のように, 前後が仮名であるのに対し, 訓字表記例(24例)は「罪^ヲ方^カ免^ル給^フ」(35詔)「給^テ天^ノ免^ル給^フ布^ト」(44詔)「斬^ル刑^ノ平^カ免^ル賜^フ」(62詔)「取^テ冠^ノ罪^ヲ免^ル賜^フ」(62詔)の4例を除いて, 他は, 「壘^テ地^ヲ許^ル奉^ル利^ト」(13詔), 「事^者許^ル而^テ」(19詔)など, 前後が訓字である。(15)~(17)や「イソシ」「ユルス」の諸例, および先掲(5)「カタラフ」「ノル」は, 仮名を連続させる志向に基づいていると判断される。

次に, 品詞別に見てみると, 動詞の例が全体の約6割を占めており,⁶⁾ 形容詞も含めると, 全体の約7割になる点に注意される。訓字表記が可能であると判断される自立語において活用語が多いのは, 活用語の語形が変化することが関係していると考えられるが, さらに, ここで考慮すべきは, 続日本紀宣命における自立語の活用語の表記形式であろう。続日本紀宣命では, 自立語の活用語の表記形式は, おおよそ,

〔1〕語全体が仮名で表記される活用語

〔2〕語全体が訓字で表記される活用語

〔3〕語尾(語幹の一部も含む)が仮名で表記され, 訓字に下接する活用語

に分類し得る。いま, 問題にしている動詞・形容詞46語, 延べ124例は, 〔1〕の活用語に属するが, ここで, 〔3〕の活用語が, 続日本紀宣命において140語, 延べ778例存すること(奥田(2000))を看過することはできないであろう。この現象は, 続日本紀宣命において語尾が仮名で表記されやすいという志向を示すものとして理解される。如上の点, および, 前後の用字を念頭に置きつつ, 仮名で表記される動詞, 形容詞を, (15)~(17)の型に属する活用語も含めて通覧してみると, 次の2つの類型が抽出される。

㊦上接する用字が仮名である活用語……51例

(18)進^ル母^カ不^レ知^ル退^ル母^カ不^レ知^ル止^ム奈^カ備^カ奏^ス (22詔)

(19)勅^ル比^カ於^テ保^ル世^ヲ給^テ布^ト御^命乎^ニ (45詔)

(20)御^身都^カ可^ク良^ク之^ヲ入^ル於^テ保^ル麻^ノ之^ヲ麻^ノ須^カ乎^ニ (45詔)

㊧複合動詞の後項……65例

(21)進^ル都^カ可^ク方^カ須^カ已^ル止^ム理^カ乃^ニ (28詔)

(22)思^ル和^カ久^カ事^カ毛^カ無^ク之^ヲ天^ノ (35詔)

(23)忽^ル朕^ノ朝^ヲ乎^ニ難^ル而^テ罷^ル止^ム宜^カ良^カ之^ヲ叙^カ禮^カ變^ス (51詔)

㊦の(18)「イナビ」(19)「オホセ」を, 語幹相当部と語尾とに分けて, 上接する仮名とのつながりを考えてみると, 「仮名(付属語・接尾語・語尾等)+仮名(語幹)+仮名(語尾)」という表記形式になり, (15)(16)の表記形式に準ずるものとして解される。つまり(18)(19)の仮名表記は, 語尾を仮名で表記する志向と仮名を連続させる志向とが複合した志向によって表記されていると考えられる。この視点から(20)「オホマシマス」のような活用語の前後に仮名が接する例についても捉え直すことが可能であろう。(20)や「此賜^テ布^ト帶^カ乎^ニ多^カ麻^カ波^カ利^カ乎^ニ」(45詔)は, (15)(16)の表記形式と同一であるが, 「仮名(付属語・接尾語・語尾等)+仮名(語幹)+仮名(語尾)+仮名(付属語・接尾語等)」という表記形式を取り, 語尾を仮名で表記する志向と仮名を連続させる志向とが複合している点で(18)(19)の仮名表記と性質を同じ

くする。一方、④に掲げた(21)「進^{スス}分^カ分^カ」(22)「思^{オモ}糸」(23)「籠^カ止^メ」の複合動詞は、後項動詞を語幹と語尾とに分けてみると、「訓字(前項動詞)+仮名(後項動詞語幹)+仮名(語尾)」の表記形式を有する。この表記形式においても、語尾を仮名で表記する志向と仮名を連続させる志向とが複合していると理解し得る。すなわち、(21)~(23)の仮名は、「ススメツカハス」「オモヒワク」「マカリトホル」という語の単位において、語尾に相当する部分を後項動詞全体にまで拡大して仮名を連続させたものと考えられる。

⑦と④の仮名表記は、語尾を仮名で表記しようとする志向と仮名を連続させる志向が複合する点で性質を同じくするが、両者は自立語の仮名表記例に上接する語が仮名であるか訓字であるかという点で差が存する。⑦の仮名表記例に比して、④の仮名表記に小字が多いのは(⑦14例 ④58例)、この差が関係していると言えよう。

また、語別に見てみると、多くの語は1例ないし2例であるのに対し、「マツル」(21例)、「コト」(16例)、「アリ」(13例)、「マス」(13例)、「ス」(10例)は、仮名表記例が10例以上存する。これらの語のうち、「マツル」「アリ」「マス」は、

(24)位授^{マツル}末^{マツル}流^{マツル}勅^{マツル} (36詔)

(25)万物^{アリ}萌^{アリ}毛^{アリ}延^{アリ}始^{アリ}天^{アリ}好^{アリ}阿^{アリ}河^{アリ}流^{アリ}血^{アリ}草^{アリ}止^{アリ}念^{アリ}仁^{アリ} (46詔)

(26)奉^{マツル}侍^{マツル}采^{マツル}之^{マツル}藤^{マツル}原^{マツル}大臣^{マツル} (40詔)

など、補助動詞の例が多い点が注意されよう。これらの補助動詞は、実質的な自立語としての意味が転化しているという点で付属語に親近する。かような側面から見るならば、これらの語の仮名は、付属語に準じて視覚的に明示する志向に基づいていると理解される。

⁷⁾ 如上の志向と類似した志向は、

(27)平^{マツル}夜^{マツル}時^{マツル}仁^{マツル}奉^{マツル}侍^{マツル}止^{マツル}方^{マツル}誰^{マツル}人^{マツル}可^{マツル}不^{マツル}奉^{マツル}侍^{マツル}在^{マツル}牟^{マツル} (32詔)

(28)意^{マツル}中^{マツル}尔^{マツル}昼^{マツル}毛^{マツル}夜^{マツル}毛^{マツル}倦^{マツル}怠^{マツル}止^{マツル}无^{マツル}久^{マツル} (41詔)

の「コト」といった形式名詞の仮名表記にも認められよう。(27)(28)の「コト」は、それぞれ「平^{マツル}夜^{マツル}時^{マツル}仁^{マツル}奉^{マツル}侍^{マツル}」「意^{マツル}中^{マツル}尔^{マツル}昼^{マツル}毛^{マツル}夜^{マツル}毛^{マツル}倦^{マツル}怠^{マツル}」を名詞句にする。「コト」の仮名表記は全例が小字で表記されており、⁸⁾ 付属語に準じた扱いで表記されたものと推察される。

4. おわりに

以上、続日本紀宣命における訓字表記が可能だと判断される仮名表記の語を対象にして、仮名表記に窺える志向を中心に検討を行った。(3)(4)の仮名が通常の訓字では表記することが容易でないことを前提とした語

形明示の志向が認められるのに対し、(7)~(12)の仮名は意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の志向が認められる例であった。また、(15)~(17)の仮名は仮名を連続させる志向に基づいている。その志向は(18)~(20)のような上接する用字が仮名である活用語や(21)~(23)のような複合動詞後項にも認められる。一方、(24)~(26)の補助動詞や(27)(28)の「コト」の仮名は、付属語に準じて視覚的に明示する志向が認められる。これらの仮名表記に窺える志向を整理すると、次の(a)~(d)のように示すことができよう。

- (a) 通常の訓字で表記することが容易でないことを前提とした語形明示の志向
- (b) 意味的に対応する訓字が他のよみを担うことに起因する語形明示の志向
- (c) 仮名を連続させる志向
- (d) 補助動詞・型式名詞を付属語に準じて視覚的に明示する志向

上の(a)~(d)のうち、(a)(b)は、語形を明示する点で性質を同じくする。訓字による表記の困難さは相対的であり、訓字表記が困難であるか、容易であるかの明確な基準を設けることは難しい。その意味で(a)と(b)は連続的に理解される。また、(c)の仮名を連続させる志向と(d)の補助動詞・型式名詞を付属語に準じて視覚的に明示する志向とは、訓字と仮名の異質性に基づいて仮名表記が選択されており、(d)の志向は、文法化した語を視覚的に明示する点で、付属語・語尾の仮名に通底する。おおよそ、仮名は、意味を捨象して専らよみを表すという性質を持ち、さらに、意味を捨象するという点で訓字と異なる。続日本紀宣命に見える(c)(d)の志向に基づく仮名は、仮名が有するかような基本的な性質に基づいて、文のよみややすさに寄与するものであったと考えられる。

続日本紀宣命の自立語の仮名表記例のほとんどは、(a)~(d)のいずれかの機能を担うと言えよう。⁹⁾ ただし、(a)~(d)のそれぞれの志向に関しては、段階的な差が認められる。(a)の機能を担う仮名表記例では、通常の訓字では表記することが容易でないため、当然仮名表記への志向が強くなるが、(b)の仮名表記例には、「イマシ」「ミマシ」のような仮名表記への志向が緩やかな例も含む。(c)(d)の仮名表記例に至っては、(b)に比してさらに仮名表記への志向が弱まる。(c)の仮名表記例には、先掲の「イソシ」「ユルス」のように仮名表記への強い志向が認められる例も存するが、その一方で「イフ」のように、前後の用字が仮名であっても訓字で表記される例も少なくない。「イフ」は、「試定[○]止[○]断[○]

イハ[○]波[○]婆[○]許[○]貴[○]太[○]斯[○]後[○]意[○]保[○]後[○]天[○]下[○]」(7詔), 「女[○]波[○]伊[○]波[○]礼[○]波[○]物[○]尔[○]阿[○]礼[○]夜[○]」(13詔), 「凡[○]加[○]伊[○]波[○]流[○]爾[○]朕[○]尔[○]波[○]」(27詔), 「莫[○]忘[○]伊[○]布[○]」(45詔)の仮名表記例が見え, いずれも(c)の志向に基づくと考えられるが, 訓字例においては, 「旦夕夜日不云思議奏此」(51詔), 「人[○]尔[○]云[○]聞[○]之[○]事[○]」(45詔)など, 前後が訓字, または一方が訓字の例とともに, 「女[○]正[○]言[○]波[○]羅[○]」(7詔), 「辞[○]母[○]言[○]波[○]」(27詔), 「定[○]止[○]云[○]天[○]」(28詔), 「見[○]流[○]云[○]天[○]」(34詔)などといった前後が仮名で表記される例も一般的である。(d)の志向に基づく(24)~(26)の補助動詞「マツル」「アリ」「マス」, および, (27)(28)の形式名詞「コト」も同様であり, 「親王^{マツル}尔^{マツル}送^{マツル}奉^{マツル}止^{マツル}」(25詔), 「仕奉^{マツル}報^{マツル}信^{マツル}在^{マツル}良^{マツル}之^{マツル}止^{マツル}」(25詔), 「奉^{マツル}仕^{マツル}信^{マツル}人^{マツル}乃^{マツル}侍^{マツル}坐^{マツル}時^{マツル}仁^{マツル}カ^{マツル}」(36詔), 「忘^{マツル}事^{マツル}无^{マツル}之^{マツル}天^{マツル}」(32詔)など, 仮名ではなく訓字で表記される例が存する。仮名表記への志向は, おおよそ(a)→(b)→(c)(d)の順で弱まる。これは, (c)(d)の仮名表記例において, 仮名で表記するか否かの選択の幅が広いことを表す。とりわけ, (c)(d)の仮名表記例が多い淳仁・称徳期の宣命では, 筆録者の選択意識が強く働いていたと推察されるが, 仮名への選択は恣意的なものではなく, 文のよみやすさに深く関係する。

自立語の仮名表記は, 和化漢文を中心に上代の文献に広く認められるものであり, たとえば, 上代の和化漢文の代表的な文献である『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』においても, その使用が一般的である。だが, 使用量という点では, 続日本紀宣命には及ばず, また, 仮名の有する機能という点においても, 『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』の仮名は, (a)(b)の志向に基づく例が中心である。(c)の志向に基づく仮名表記例は, 「約[○]竟[○]以[○]廻[○]時[○]伊[○]耶[○]那[○]美[○]命[○]先[○]言[○], 阿[○]那[○]迹[○]夜[○]志[○]愛[○]衰[○]登[○]古[○]衰[○]」(『古事記』上巻・美斗能麻具波比の段), 「尔[○]除[○]道[○]刀[○]鈍[○], 仍[○]勅[○]云[○], 磨[○]布[○]理[○]許[○], 故[○]云[○]磨[○]布[○]理[○]村[○]」(『播磨国風土記』託賀郡)の「衰[○]登[○]古[○](壮士)」「許[○](来)」など, 数例が挙げられる程度であり, (b)に該当する仮名表記例は見出し難い。(d)の志向が続日本紀宣命においては, 付属語や語尾における仮名の機能と通ずる側面を有することを勘案するならば, この差は, 『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』において, 自立語を中心とした訓字に仮名で表記された付属語を交えるという表記形式が部分的にしか見られないことと関係すると考えられよう。その基底には, 書き記された文章の受容形態が大きく関わる。『古事記』『出雲国風土記』『播磨国風土記』の文章が, 書かれた内容の明確化に重点を置いて書かれているのに対し, 続日本紀宣命は, 宣読という一定の語形への還元

を念頭に置いて書かれたものである。筆録者によって想定される受容形態の差が, 仮名表記に窺える志向の差に反映されていると考えられる。

Received date 2010年12月9日

Accepted date 2011年3月2日

注

- 1) その他, 語尾の仮名が有する機能として, 「玉等波[○]己[○]我[○]得[○]麻[○]之[○]字[○]岐[○]帝[○]乃[○]尊[○]岐[○]宝[○]位[○]乎[○]望[○]求[○]采[○]人[○]乎[○]伊[○]耐[○]奈[○]此[○]惡[○]久[○]穢[○]心[○]乎[○]以[○]天[○]逆[○]尔[○]在[○]謀[○]乎[○]起[○]」(45詔)の「米」ような接続の関係にあることを明示する機能が挙げられる。この点については, 奥田(2000)を参照。
- 2) その他, 同様の例として, 「仕奉[○]人[○]等[○]中[○]尔[○]自[○]何[○]仕[○]奉[○]」(24詔), 「然[○]先[○]仁[○]之[○]我[○]奏[○]之[○]事[○]」(28詔), 「自[○]何[○]仕[○]奉[○]状[○]隨[○]」(61詔)などの「シ」が挙げられる。「シ」は, 訓字として「其」が存するが, 「從五位下因幡国員外介輔治能真人清麻呂其[○]姊[○]法[○]均[○]止[○]」(44詔), 「別部止成給[○]其[○]我[○]名[○]被[○]磯[○]麻[○]呂[○]止[○]給[○]此[○]」(同上), 「其[○]我[○]名[○]毛[○]取[○]給[○]」(同上)のように44詔のみに使用される。続日本紀宣命において「其」は, 「其[○]仕[○]奉[○]礼[○]良[○]状[○]隨[○]」(1詔), 「其[○]事[○]免[○]賜[○]」(48詔)や, 「其[○]等[○]我[○]穢[○]久[○]謀[○]」(43詔)など, 「ソノ」「ソレ」の訓字としても使用される。
- 3) 「イザナフ」のように他の語の訓字表記との関係によって仮名表記が定着したと想定される語として「可[○]久[○]賜[○]時[○]尔[○]」(5詔), 「可[○]久[○]申[○]奏[○]乎[○]」(26詔)の「カク」が挙げられる。「カク」については, 従来, 「如是詔者」(6詔), 「如此宣大命尔」(16詔), 「如是[○]逆[○]穢[○]心[○]乎[○]発[○]天[○]」(35詔), 「如此[○]久[○]奇[○]久[○]尊[○]岐[○]波[○]」(41詔)の「如是」「如此」「如是久」「如此久」も「カク」とよまれていたが, 藤井(1985)は, 聖武・淳仁・称徳期の宣命の「如是」「如此」「如是久」「如此久」は「カクノゴトク」とよんでもよいだろうと述べる。また, 馬場(1985,2000)は, 続日本紀宣命全体において使い分けが想定されると考察している。
- 4) 同一の詔において, 初出の語を仮名で表記し, 後続の語を訓字で表記することによって訓字のよみを規定するという方法は, その他, 「天皇御世始而許[○]能[○]天[○]官[○]御[○]座[○]坐[○]而[○](中略)此[○]乃[○]食[○]国[○]天[○]下[○]之[○]政[○]乎[○](中略)辞[○]別[○]詔[○]久[○]此[○]大[○]瑞[○]物[○]者[○]天[○]坐[○]神[○]地[○]坐[○]神[○]乃[○]相[○]乎[○]豆[○]奈[○]比[○]奉[○]福[○]奉[○]事[○]尔[○]依[○]而[○]」(6詔)の「コノ」, 「厨[○]真[○]人[○]厨[○]女[○]許[○]尔[○]窃[○]往[○]午[○]岐[○]多[○]奈[○]久[○]惡[○]奴[○]止[○]母[○]止[○]相[○]結[○]」(中略)挂[○]長[○]天[○]皇[○]大[○]御[○]髮[○]乎[○]盜[○]給[○]波[○]利[○]豆[○]岐[○]多[○]奈[○]伎[○]佐[○]保[○]川[○]乃[○]鬮[○]爾[○]入[○]」(中略)其[○]等[○]我[○]穢[○]久[○]謀[○]豆[○]為[○]留[○]厭[○]魅[○]事[○]皆[○]悉[○]発[○]覺[○]」(43詔)の「キ

タナシ」の表記にも窺えよう。「此」「穢」はそれぞれ「コレ」「ケガス」のよみを担う用字であるが、ただし、6・43詔において「穢^〇」「此^〇」のように語尾や助詞を伴って表記することで語形の明示が可能である点に鑑みれば、43詔の「イマシ」に比して仮名への選択の度合いは弱いと考えられる。

- 5) なお、諸本間で仮名と訓字の異同がある例については対象から除外した。
- 6) 動詞が多い点については、馬場(1985)に指摘がある。
- 7) 用例(24)(26)の「位授^ヲ藤原^ノ等^ニ勅^ス」「奉侍^ヲ藤原^ノ大臣^ニ」については、補助動詞として(d)の志向に基づくとともに、複合動詞の後項として(c)の志向も併せ持つと考えられよう。
- 8) 「コト」が小字で表記されることについては、山田(1964)を参照。
- 9) (a)~(d)のいずれの機能も認め難い例としては、「冠位^ヲ賜^フ」(28詔)、「坐^ニ伊夜^ノ嗣^ノ奈賀^ノ御命^ニ」(14詔)、「侍^ニ伊夜^ノ益^ノ益^ノ」(25詔)、「所思^ニ行^ニ久^ク者^ノ于^テ都^ノ斯^ノ久^ク母^ニ」(6詔)、「年^ヲ在^ニ」(28詔)、「此^ノ年^ニ見^ル」(29詔)、「雖然^ト比^ビ重^ク」(25詔)、「然^レ此^ノ賜^ニ位^ニ冠^ニ」(32詔)、「汝^ノ都^ノ可^ク弊^ス止^ス勅^ニ比^ニ之^ニ」(45詔)、「八十^ノ都^ノ岐^ノ自^ラ」(25詔)、「願^フ奈^ノ伎^ノ人^ノ等^ニ」(13詔)、「念^フ佐^ノ末^ノ多^ク久^ク事^ノ天^ノ教^ノ賜^ニ乃^レ末^ノ仁^ニ末^ニ」(31詔)、「今^ノ前^ニ仁^ニ毛^ニ」(32詔)、「人^ノ乃^レ見^ル可^ク答^ス事^ノ和^シ射^ス奈^ノ世^ノ曾^ニ」(16詔)の「アグ」「イヤ」「ウツシ」「ゴロ」「タビ」「ツカフ」「ツギ」「ナシ」「ユク」「ワザ」などが挙げられる。これらの例のうち、「アグ」「ウツシ」「ツカフ」「ナシ」「ユク」は活用語であり、語尾のみでなく語幹部分も仮名で表記された可能性が考えられる。また、「ゴロ」は、二例ともに小字で表記されており、あるいは接尾語に準じて表記されたのかも知れない。いずれにしても、右の諸例は、(a)~(d)の仮名表記例に比して、仮名表記の志向はさらに弱いと理解される。

て」『国語学』124

- 長尾 勇(1951)「『統紀宣命』についての研究」『日本大学文学部研究年報』1
- 長尾 勇(1952)「統紀宣命における二三の文体」『語文(日本大学国文学会)』2
- 馬場 治(1985)「統紀宣命における自立語の同語異表記」『皇學館論叢』18-1
- 馬場 治(2000)「宣命文の文脈指示語—カクとカクノゴトク—」『上代語と表記』おうふう
- 藤井俊博(1985)「統日本紀宣命の表記と漢文訓読」『訓点語と訓点資料』75
- 藤枝徳三(1939)「仮名交り文として見たる統紀宣命(上)(下)」『国語国文』9-1,2
- 山田瑩徹(1964)「統紀宣命における宣命書について」『語文(日本大学国文学会)』18

引用文献

- 沖森卓也(2000)『日本古代の表記と文体』(第4章 第2節) 吉川弘文館
- 奥田俊博(2000)「統日本紀宣命の活用語の語尾表記」『清泉女子大学人文科学研究紀要』21
- 春日政治(1933)『岩波講座 日本文学 仮名発達史序説』岩波書店
- 北川和秀(1981)「統日本紀宣命の大字小字につい